

リモートエンジンスター্ট利用規約

リモートエンジンスター্ট利用規約（以下「本規約」といいます。）は、コネクティッドサービス利用規約に付随して、コネクティッドサービスの有料オプションサービスとしてマツダ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「リモートエンジンスター্ট」（以下「RES」といいます。）の利用に関する決まりを定めるものです。

第1条（本規約の適用）

コネクティッドサービス利用規約及び本規約は、当社と次条に定める RES 契約者及び RES 申込者との間におけるリモートエンジンスター্টの利用・申込み等に関わる一切の關係に適用されます。なお、本規約に定めがない事項については、コネクティッドサービス利用規約の各条項が直接適用され、本規約の内容と、コネクティッドサービス利用規約の内容とに矛盾・抵触が生じる場合には、本規約の定めが優先して適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、RES に関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下「RES 諸規程」といいます。）が存在する場合、RES 諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約と RES 諸規程の内容が異なる場合には、RES 諸規程が優先するものとします。

- (1) 「リモートエンジンスター্ট」とは、本規約に基づき、日本国内において、RES 契約者（本条第4号）に対してコネクティッドサービスの有料オプションサービスとして提供される機能をいいます。
- (2) 「RES 申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッドサービス利用契約を締結した者であって、かつ RES の利用を申込み者をいいます。
- (3) 「RES 契約者」とは、本規約に基づき、RES の利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (4) 「RES 利用契約」とは、本規約に基づき、当社及び RES 契約者との間で成立する RES の利用に関する契約をいいます。
- (5) 「RES 利用車両」とは、RES 契約者が所有・利用等する車両のうち、RES 利用契約に基づき、RES を利用できる車両をいいます。
- (6) 「RES 利用料」とは、RES の提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) 「MyMazda アプリ」とは、当社が提供する、RES の利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

(8)「MyMazda ID」とは、当社がユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。

(9)「バーグラアラーム」とは、RES 利用車両に搭載される機器であり、RES 利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音及び灯光等により、RES 利用車両の車外へ警報を発する装置をいいます。

第 3 条（本規約の改訂及び周知）

1. 当社は、RES 契約者と合意することなく、本規約を改訂（本規約を補充する諸規程の追加、変更を含みます）することができるものとします。この場合、RES 契約者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。

2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (<https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/>) に掲載することにより行うものとします。

第 4 条（RES 利用契約）

1. RES 利用契約は、RES 利用車両 1 台ごとに、当社及び RES 契約者（個人 1 名または法人 1 社）との間で成立するものとします。RES 利用契約に関する一切の手続きは、当社及び RES 契約者の間で行われるものとします。

2. RES 申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、RES を申込みものとします。

3. 前項に基づく RES の申込みは、RES の利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時またはコネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、RES の利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (<https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/>) にて確認できます。

第 5 条（RES 利用契約の成立）

1. RES 利用契約は、前条第 2 項の申込みが当社に到達した後、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の当社による承諾は、RES 申込者が RES を利用できるようになったときに当社がこれをなしたものとみなします。

第 6 条（RES の内容・作動条件等）

1. RES 契約者は、RES 利用車両が本条第 3 項に定める条件をすべて満たす場合において、MyMazda アプリでの操作により、RES 利用車両のエンジン及びエアコンの起動または停止を行うことができます。ただし、エアコンの起動は、RES 利用車両が前回のエンジン停止時

にエアコン起動状態で停止された場合に限り、エンジン起動に連動して作動するものであり、エアコンは前回エンジン停止時の設定により起動します。RES によりエアコンの設定を変更することはできません。

2. RES によるエンジン及びエアコンの起動により作動状態が維持される時間は、1 回の起動あたり最大 15 分です（以下「最大作動時間」といいます。）。最大作動時間を経過した場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。また、RES 契約者は、合計 2 回（以下「最大作動回数」といいます。）までエンジン及びエアコンを起動させることができますが、それ以降は RES 利用車両のドアの開閉またはエンジンスイッチの切り替えを行わない限り、RES によるエンジン及びエアコンの起動を行うことができません。

3. RES 契約者は、RES によりエンジン及びエアコン起動を行う時点において、RES 利用車両が次の各号に定める条件をすべて満たしている場合にのみ、起動を行うことができます。なお、RES 利用車両がエンジン及びエアコン起動後に次の各号に定める条件を一つでも満たさなくなった場合、エンジン及びエアコンは自動的に停止します。

- (1) RES 利用車両のドア、トランク、リフトゲートがすべて閉まっていること。
- (2) RES 利用車両のボンネットが閉まっていること。
- (3) RES 利用車両のエンジンスイッチが OFF 状態であること。
- (4) RES 利用車両のシフトポジションがパーキング（P ポジション）であること。
- (5) RES 利用車両が、バグアラーム装着車両である場合、バグアラームが有効に設定されており、かつ警報を発していないこと。
- (6) RES の最大作動時間または最大作動回数を経過していないこと。
- (7) RES 利用車両のキーが車外にあること。
- (8) RES 利用車両の燃料残量警告灯が点灯していないこと。

4. RES が利用可能な車種及び RES の機能等の詳細は、当社公式ウェブサイト (<https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/>) で確認できます。

第 7 条（RES の利用）

1. RES は、RES 契約者が利用できます。また、RES 契約者が、RES 所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリドライバーも RES を利用することができますが、この場合、RES 契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリドライバーに対して課すなど、RES 契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。

2. RES は、RES 契約者が RES 利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約及び RES 利用契約が成立している場合に限り利用できます。

3. RES は、販売会社が販売する車両向け用品のリモートエンジンスターターと併用することができません。

4. RES は、RES 契約者が、自己の責任と費用負担において当社所定の情報通信端末に

MyMazda アプリをダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の MyMazda ID でログインすることにより利用することができます。

5. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって、本規約のほか、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー、MyMazda ID 利用規約（以下、あわせて「規約等」といいます。）に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。

6. RES 契約者は、MyMazda アプリ及び RES の利用にあたって必要となる自己の MyMazda ID、及びパスワードその他の暗証番号（以下、あわせて「ID 等」といいます。）を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。

7. RES 契約者は、RES の利用（MyMazda アプリのダウンロードを含みます）にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。

8. RES 契約者は、法令または公序良俗に反して RES を利用することはできません。なお、日本国内の一部都道府県においては、車両の停止中にみだりにエンジンを稼働させる行為が、条例により禁止されています。当該一部都道府県において条例に違反して RES を使用した場合には罰則を受ける場合がありますので、RES 契約者の責任において事前に確認のうえ RES をご利用ください。

第 8 条（免責）

1. RES 契約者は、自己の責任と費用負担において、RES を利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、RES 利用契約期間中において RES を利用することのできる環境を維持するものとし、当社は RES 契約者の利用する情報通信端末及び MyMazda アプリの準備、設定その他の利用環境について、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。

2. 当社は、RES の変更・終了（コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条）または RES の提供の一時的な中断（コネクティッドサービス利用規約第 15 条）に基づき、RES を変更もしくは終了する場合または RES の提供を一時的に中断する場合、RES 契約者に対し、一切の責任を負いません。

3. 当社は、RES の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、RES の利用に関し、RES 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、当社が RES 契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、RES 利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者が RES の全部または一部を利用できないことにより RES 契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

- (1) RES 契約者の届出内容に誤りのある場合または RES 契約者が変更の届出（コネクティッドサービス利用規約第 11 条）を怠っている場合
- (2) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
- (3) エンジン、エアコン、車載機、車載通信機その他 RES 利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
- (4) RES 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、車載通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
- (5) RES 利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、RES の一部機能が正しく作動しない場合
- (6) 情報通信端末あるいは MyMazda アプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
- (7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合
- (8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
- (9) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません）の障害による場合

第 9 条（お問い合わせ先）

本規約及び RES に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【サポートデスク】

TEL 0120-386-747（平日：9：00～17：00、土日祝：9:00～12:00, 13:00～17:00）

第 10 条（RES 利用料の支払い）

1. RES 契約者は、RES 利用契約に基づき、別紙のとおり、当社に対して RES 利用料を支払うものとします。また、RES 契約者は、RES の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. RES 契約者は、RES 利用料の支払区分として、年払いまたは月払いを選択することができます。
3. RES 契約者は、次に定める方法により、RES 利用料を支払うものとします。なお、RES 契約者とクレジットカード会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

■クレジットカードによる支払い

RES 契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

なお、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合、または、何らかの理由により当該クレジットカードにより支払いが行えない場合、RES 契約者は、当社所定の方法により支払期日において支払いが可能なクレジットカードへカード情報を変更する必要があります。RES 利用料の支払い期日までに当該変更手続きが行われていない場合、当該支払い期日に支払いを行うことができず、RES 利用契約は当該期日をもって自動的に解約されます。

第 11 条 (RES 利用契約の解約)

1. RES 契約者は、RES 利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、RES 契約者は、RES 利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、RES を利用することができますが、当社は、既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い RES 契約者が解約を届出した場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。
3. RES 契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出したときは、RES 利用契約の解約も届出したものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。
4. 前三項の定めにかかわらず、RES 契約者が当社所定の手続きにより自己の MyMazda ID を削除した場合、当社は、RES 契約者がコネクティッドサービス利用契約、RES 利用契約及びその他 RES 契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出したものとみなします。この場合、RES 契約者は、ただちに RES 及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。
5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴って RES 利用契約も同時に解約されます。この場合、RES 契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた RES 利用料について一切払戻しをしません。

第 12 条 (解除事由)

1. 当社は、RES 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。

- (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合
- (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合
- (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
- (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
- (5) RES 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合
- (6) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する場合

2. 当社は、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者に通知または催告することなく、RES 利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。

- (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合
- (2) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合
- (3) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合
- (4) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合
- (5) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合
- (6) RES 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
- (7) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合
- (8) 本規約に重大な違反があった場合
- (9) 規約等に重大な違反があった場合
- (10) 反社会的勢力の排除条項（コネクティッドサービス利用規約第 25 条）に違反する事実が判明した場合
- (11) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

3. 前二項に基づき RES 利用契約が解除された場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。

第 13 条（その他の終了事由）

当社は、MyMazda アプリまたはコネクティッドサービスの提供が終了した場合（終了事由の如何を問いません）には、RES 契約者へ通知することなく、RES 利用契約を解除して、終了することができるものとします。本条による終了の場合、当社は RES 契約者に対し、債務不履行その他一切の責任を負いません。なお、この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。

第 14 条（裁判管轄）

RES 契約者と当社との間で紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 10 月 5 日改訂

【別紙：RES 利用料及び支払方法】

(1) RES 利用料（消費税込み）

| サービスプラン名称 | 料金 |
|------------------|-------------------|
| リモートエンジンスタート（注1） | 月払い 220 円/月（注2） |
| | 年払い 2,420 円/年（注3） |

※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。

※RES 利用料は 2023 年 10 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

（注1）情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。

（注2）月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日時が月の途中であっても、RES 利用料の日割り計算は行いません。

（注3）年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。

なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。

(2) 支払方法

| 支払方法 | 支払区分 | 課金方式 |
|----------|------|--------|
| クレジットカード | 月払い | 自動継続課金 |
| | 年払い | |

(3) 消費税

上記 (1) (2) に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。